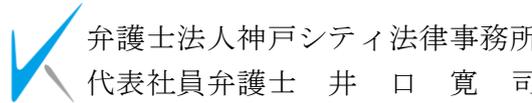


令和2年1月吉日

各位



民法(債権法)改正 勉強会のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当事務所では、顧問契約をいただいております会社を中心として、経営を巡る身近な法律問題をテーマとして勉強会を開催させていただいております。昨年10月には「同一労働・同一賃金」をテーマに第1回目の勉強会を開催し、多くの方にご参加をいただきました。

第2回目は、令和2年4月1日にいよいよ施行される民法(債権法)改正について、多くの会社にとって影響の大きい改正点にテーマを絞り、改正のポイントや契約への影響を勉強会形式でわかりやすくお話しをさせていただきます。

お申込みは、本申込書をFAX送信していただくか、お電話いただければ幸いです。皆様のご参加を心よりお待ちしております。敬具

【開催日程】

日時：令和2年2月25日(火)・27日(木)

いずれも午後6時～午後7時

※内容は同じですので、いずれかご都合の良い日にご参加ください。

ご参加希望が多数の場合は、別の日程にて調整させていただく場合がございます。

場所：弁護士法人神戸シティ法律事務所 会議室

(神戸市中央区江戸町98番地1 東町・江戸町ビル5階)

テーマ：「ラストチェック これだけは押さえない民法(債権法)改正」

担当： 弁護士 平田尚久

参加費：資料代として2,000円頂戴します(但し、当事務所顧問先は無料)

弁護士法人神戸シティ法律事務所 宛 (FAX: 078-393-2250)

第2回勉強会「ラストチェック これだけは押さえない民法(債権法)改正」参加申込書

希望日 (○印をお付け下さい)	2/25 ・ 2/27 ・ いずれの日でも可
貴社名	
ご参加者名(役職又は所属)	
ご連絡先	〒 TEL: FAX: